

令和3年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

令和3年度安曇野市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源 国県支出金 地方債	一般財源
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	市民総務費	4,592,000	4,587,000	0	4,587,000	0
						国 4,587,000	
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	173,691,000	173,691,000	0	173,691,000	0
						国 173,691,000	
6 農林水産業費	1 農業費	担い手・集落支援事業	41,803,000	41,803,000	0	41,803,000	0
						国 41,803,000	
6 農林水産業費	3 耕地費	農業用排水路工事・農道舗装工事（団体営）	36,005,000	36,005,000	0	36,004,000	1,000
						国 24,482,000	
						他 11,522,000	
7 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券事業	33,790,000	33,790,000	0	33,790,000	0
						国 33,790,000	
7 商工費	1 商工費	飲食店等応援給付金事業（第6波事業者支援金給付）	211,772,000	211,772,000	0	98,412,000	113,360,000
						国 98,412,000	
7 商工費	1 商工費	宿泊施設応援給付金等事業（安曇野あんしん旅キャンペーン）	36,000,000	36,000,000		35,550,000	450,000
						国 35,550,000	
7 商工費	1 商工費	燕岳テント場トイレ整備事業	66,842,000	66,842,000	0	66,842,000	0
						国 30,774,000	
						他 36,068,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業（交付金）	48,626,000	48,626,000	0	46,613,000	2,013,000
						国 24,313,000	
						地 22,300,000	
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁修繕事業（交付金）	100,600,000	100,600,000	0	98,215,000	2,385,000
						国 50,315,000	
						地 47,900,000	
8 土木費	3 河川費	河川管理事務	60,888,000	60,888,000	0	60,800,000	88,000
						国 0	
						地 60,800,000	
8 土木費	4 都市計画費	都市再生整備計画事業（明科駅周辺）	231,341,000	230,368,000	0	217,085,000	13,283,000
						国 97,985,000	
						地 119,100,000	
8 土木費	4 都市計画費	公園施設長寿命化事業	32,000,000	32,000,000	0	30,000,000	2,000,000
						国 15,000,000	
						地 15,000,000	
10 教育費	2 小学校費	豊科南小学校施設改修事業	29,189,000	29,189,000	0	11,645,000	17,544,000
						国 4,345,000	
						地 7,300,000	



款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源 国県支出金 地方債	一般財源
10教育費	2 小学校費	豊科北小学校施設改修事業	8,161,000	8,161,000	0	3,706,000	4,455,000
						国 1,406,000	
						地 2,300,000	
10教育費	3 中学校費	堀金中学校施設改修事業	43,510,000	43,510,000	0	21,648,000	21,862,000
						国 8,048,000	
						地 13,600,000	
10教育費	6 保健体育費	堀金総合体育館大規模改修工事	874,573,000	874,573,000	0	833,120,000	41,453,000
						国 46,920,000	
						地 786,200,000	
11災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	耕地災害復旧事業	308,661,000	308,661,000	0	308,360,000	301,000
						国 218,357,000	
						他 90,003,000	
11災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧事業	73,216,000	73,216,000	0	64,645,000	8,571,000
						国 51,745,000	
						地 12,900,000	
合 計			2,415,260,000	2,414,282,000	0	2,186,516,000	227,766,000
						国 961,523,000	
						地 1,087,400,000	
						他 137,593,000	

※国：国県支出金、地：地方債、その他：他



令和3年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書について

本件について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

令和3年度安曇野市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
								国県支出金 地方債	国県支出金 地方債	
6 農林水産業費	1 農業費	【明許】担い手・集落支援事業	20,027,000	3,649,000	16,378,000	0	16,378,000	0	16,378,000	0
8 土木費	2 道路橋梁費	市道新設改良事業(合併特例債)	68,195,000	2,100,000	66,095,000	2,607,000	68,702,000	0	65,200,000	3,502,000
10 教育費	4 幼稚園費	穂高幼稚園園庭駐車場整備事業	8,932,000	3,400,000	5,532,000	0	5,532,000	0	0	5,532,000
11 災害復旧費	2 農林水産施設災害復旧費	【明許】耕地災害復旧事業	243,320,000	0	243,320,000	0	243,320,000	0	243,320,000	0
合 計			340,474,000	9,149,000	331,325,000	2,607,000	333,932,000	0	324,898,000	9,034,000
								国	0	171,257,000
								地	0	65,200,000
								他	0	88,441,000

※国：国県支出金、地：地方債、他：その他



令和3年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書について

本件について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

令和3年度安曇野市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	補助金			
1	1	令和3年度安曇野市水道事業 国道19号配水管布設工事	84,700,000	0	84,700,000	84,700,000	0	0	0	既設給配水管の埋設位置が不明であり、調査に不測の日数を要しているため年度内完成に至らなかった。
	合	計	84,700,000	0	84,700,000	84,700,000	0	0	0	



報告第7号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛



(別紙)

## 専 決 処 分 書

安曇野市豊科高家5243番地24先における事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

安曇野市長 太田 寛

### 1 和解及び損害賠償の相手方

住所 安曇野市

氏名

### 2 事故の概要

令和4年1月19日、安曇野市豊科高家の市道を公用車が走行中、隣接する民地より後退してきた相手車両と衝突したことによる自動車事故。

### 3 和解の内容

本件事故の原因は、相手運転者の不注意であるが、安曇野市運転者の過失も認められるため、安曇野市の過失を20%とする。

よって、安曇野市は上記1の相手方に対し、損害賠償金として5,975円を支払う。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。



報告第8号

債権放棄の報告について（生活保護費返還金等に係る債権）

安曇野市債権管理条例(平成27年安曇野市条例第10号)第6条第1項第5号の規定により、生活保護費返還金等に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

記

別記様式による。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛







報告第9号

債権放棄の報告について（水道料金及び農業集落排水施設使用料に係る債権）

安曇野市債権管理条例（平成27年安曇野市条例第10号）第6条第1項の規定により、水道料金及び農業集落排水施設使用料に係る債権を放棄したので、同条例第7条の規定により報告する。

記

別紙様式による。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛



別記様式（１）

- 1 放棄した債権の名称 水道料金
- 2 債権を放棄した日 令和４年３月４日
- 3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件数 (件)	債権額 (円)	備考
条例第６条第１項第１号に該当	平成３０年度	３	９,２４０	
条例第６条第１項第１号に該当	平成３１年度	８	５２,９８４	
条例第６条第１項第３号に該当	平成３０年度	３	１４,０８０	
条例第６条第１項第３号に該当	平成３１年度	３	９,４７４	
条例第６条第１項第４号に該当	平成１５年度	４	２０５,４１３	
条例第６条第１項第４号に該当	平成１７年度	４	４４,３９０	
条例第６条第１項第４号に該当	平成１８年度	９	２５４,３４８	
条例第６条第１項第４号に該当	平成１９年度	８	１９０,７９１	
条例第６条第１項第４号に該当	平成２０年度	７	１３５,７６０	
条例第６条第１項第４号に該当	平成２１年度	７	１７３,９５９	
条例第６条第１項第４号に該当	平成２２年度	６	２１１,０４０	
条例第６条第１項第４号に該当	平成２３年度	６	２１７,６００	
条例第６条第１項第４号に該当	平成２４年度	３	９９,７８０	
条例第６条第１項第４号に該当	平成２６年度	６	２１８,０３１	
条例第６条第１項第４号に該当	平成２７年度	４	５６,２９２	
条例第６条第１項第４号に該当	平成２８年度	２	５,３９０	
条例第６条第１項第４号に該当	平成３０年度	３	９,０９０	
条例第６条第１項第４号に該当	平成３１年度	７	１７,６０６	
条例第６条第１項第４号に該当	令和２年度	１	３,０４８	
合計		９４	１,９２８,３１６	

4 時効の根拠及び時効期間

改正前の民法第 173 条第 1 号（２年の短期消滅時効）



別記様式（2）

1 放棄した債権の名称 農業集落排水施設使用料

2 債権を放棄した日 令和4年3月4日

3 債権を放棄した事由、件数、額等

放棄した事由	発生年度	件数 (件)	債権額 (円)	備考
条例第6条第1項第4号に該当	平成27年度	1	2,552	
条例第6条第1項第4号に該当	平成28年度	5	25,271	
合計		6	27,823	

4 時効の根拠及び時効期間

地方自治法第236条第1項（時効期間5年）



報告第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛



(別紙)

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

安曇野市長 太田 寛

安曇野市税条例等の一部を改正する条例

(安曇野市税条例の一部改正)

第1条 安曇野市税条例（平成17年安曇野市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第

15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第14項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第15項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46号」を「附則第15条第43号」に改める。

附則第10条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第19条の9第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の10第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第19条の10第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条を削る。

（安曇野市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 安曇野市税条例等の一部を改正する条例（令和3年安曇野市条例第15号）の一部

を次のように改正する。

第1条のうち第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第4項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中安曇野市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第25条を削る改正規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中安曇野市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項、第36条の3第2項及び第3項並びに第53条の7の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第19条の9第4項並びに第19条の10第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（安曇野市税条例等の一部を改正する条例（令和3年安曇野市条例第15号）附則第2条第4項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中安曇野市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項の改正規定（「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わるものとして施行規則で定める事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める部分に限る。）及び同条例第73条の3第1項の改正規定（「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わるものとして施行規則で定める事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える部分に限る。）並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日  
(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の安曇野市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の安曇野市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項

に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の安曇野市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の安曇野市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の安曇野市税条例第73条の2第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の安曇野市税条例第73条の3第1項（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。



報告第11号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛



(別紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

安曇野市長 太田 寛

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第19条第 1 項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第 8 項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の安曇野市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



報告第 12 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 4 年 5 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 2 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 25 日

安曇野市長 太田 寛



(別紙)

## 令和3年度 安曇野市一般会計補正予算（専決第2号）

令和3年度安曇野市の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,182,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加、変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加、変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		471,564	30,641	502,205
	1 地方揮発油譲与税	111,000	14,581	125,581
	2 自動車重量譲与税	343,000	16,056	359,056
	3 森林環境譲与税	17,564	4	17,568
3 利子割交付金		7,000	1,512	8,512
	1 利子割交付金	7,000	1,512	8,512
4 配当割交付金		45,000	20,951	65,951
	1 配当割交付金	45,000	20,951	65,951
5 株式等譲渡所得割交付金		51,000	19,844	70,844
	1 株式等譲渡所得割交付金	51,000	19,844	70,844
6 法人事業税交付金		112,000	82,494	194,494
	1 法人事業税交付金	112,000	82,494	194,494
7 地方消費税交付金		2,022,000	278,470	2,300,470
	1 地方消費税交付金	2,022,000	278,470	2,300,470
8 ゴルフ場利用税交付金		32,000	4,841	36,841
	1 ゴルフ場利用税交付金	32,000	4,841	36,841
9 環境性能割交付金		35,000	709	35,709
	1 環境性能割交付金	35,000	709	35,709
10 地方特例交付金		245,031	△ 998	244,033
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	130,000	△ 998	129,002
11 地方交付税		12,508,620	116,116	12,624,736
	1 地方交付税	12,508,620	116,116	12,624,736
12 交通安全対策特別交付金		12,880	1,254	14,134
	1 交通安全対策特別交付金	12,880	1,254	14,134
13 分担金及び負担金		385,535	△ 13,745	371,790
	1 分担金	15,940	1,796	17,736
	2 負担金	369,595	△ 15,541	354,054
14 使用料及び手数料		275,298	△ 10,746	264,552
	1 使用料	151,883	△ 4,912	146,971
	2 手数料	123,415	△ 5,834	117,581
15 国庫支出金		7,806,268	△ 9,657	7,796,611
	1 国庫負担金	3,519,980	△ 7,918	3,512,062
	2 国庫補助金	4,258,443	△ 8,976	4,249,467
	3 国庫委託金	27,845	7,237	35,082

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		2,950,930	△ 88,716	2,862,214
	1 県負担金	1,362,219	△ 53,464	1,308,755
	2 県補助金	1,271,986	1,111	1,273,097
	3 県委託金	316,725	△ 36,363	280,362
17 財産収入		74,643	1,548	76,191
	1 財産運用収入	41,376	1,548	42,924
18 寄附金		1,012,521	△ 187,867	824,654
	1 寄附金	1,012,521	△ 187,867	824,654
19 繰入金		1,918,093	△ 18,186	1,899,907
	1 特別会計繰入金	423,532	△ 301	423,231
	2 基金繰入金	1,494,561	△ 17,885	1,476,676
21 諸収入		2,921,651	△ 28,965	2,892,686
	2 預金利子	100	△ 100	0
	3 貸付金元利収入	2,561,419	△ 777	2,560,642
	4 受託事業収入	1,434	△ 23	1,411
	5 雑入	348,697	△ 28,065	320,632
22 市債		3,989,896	△ 135,500	3,854,396
	1 市債	3,989,896	△ 135,500	3,854,396
補正に係らない款・項		12,241,070	0	12,241,070
歳入合計		49,118,000	64,000	49,182,000

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		238,015	△ 10,580	227,435
	1 議会費	238,015	△ 10,580	227,435
2 総務費		7,158,695	1,328,821	8,487,516
	1 総務管理費	6,105,978	1,452,172	7,558,150
	2 徴税費	496,944	△ 23,050	473,894
	3 戸籍住民基本台帳費	258,705	△ 38,574	220,131
	4 選挙費	264,596	△ 61,460	203,136
	7 公平委員会費	562	△ 267	295
3 民生費		16,618,191	△ 698,913	15,919,278
	1 社会福祉費	8,511,249	△ 324,950	8,186,299
	2 児童福祉費	7,244,135	△ 326,828	6,917,307
	3 生活保護費	862,307	△ 47,135	815,172
4 衛生費		2,956,631	△ 92,861	2,863,770
	1 保健衛生費	1,985,820	△ 80,081	1,905,739
	2 清掃費	911,449	△ 12,780	898,669
6 農林水産業費		1,562,256	△ 41,962	1,520,294
	1 農業費	710,180	△ 34,743	675,437
	2 林業費	324,571	△ 3,448	321,123
	3 耕地費	527,320	△ 3,771	523,549
7 商工費		4,267,785	△ 100,607	4,167,178
	1 商工費	4,267,785	△ 100,607	4,167,178
8 土木費		4,856,758	△ 115,649	4,741,109
	1 土木管理費	254,718	△ 1,423	253,295
	2 道路橋梁費	1,319,789	△ 66,799	1,252,990
	4 都市計画費	3,113,306	△ 44,077	3,069,229
	5 住宅費	71,025	△ 3,350	67,675
9 消防費		1,460,319	△ 4,615	1,455,704
	1 消防費	1,460,319	△ 4,615	1,455,704
10 教育費		4,224,583	△ 114,487	4,110,096
	1 教育総務費	940,508	△ 23,840	916,668
	2 小学校費	617,925	△ 5,561	612,364
	3 中学校費	456,139	△ 10,346	445,793
	4 幼稚園費	102,756	△ 8,318	94,438
	5 社会教育費	938,656	△ 50,337	888,319
	6 保健体育費	1,168,599	△ 16,085	1,152,514
11 災害復旧費		419,482	0	419,482
	2 農林水産施設災害復旧費	407,682	0	407,682

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 公債費		5,245,095	△ 85,147	5,159,948
	1 公債費	5,245,095	△ 85,147	5,159,948
補正に係らない款・項		110,190	0	110,190
歳出合計		49,118,000	64,000	49,182,000

## 第2表 繰越明許費補正

### 1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	173,691
6 農林水産業費	1 農業費	担い手・集落支援事業	41,803

### 2 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			変更前	変更後
7 商工費	1 商工費	飲食店等応援給付金等事業（第6波事業者支援金給付）	105,000	211,772

### 第3表 地方債補正

#### 1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債(教育債)	19,700	証書借入	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

#### 2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旧合併特例事業債(民生債)	324,500	証書借入	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	284,500	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
施設整備事業債(民生債)	14,800	同上	同上	同上	13,700	同上	同上	同上
公共事業等債(土木債)	233,000	同上	同上	同上	214,300	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(土木債)	448,500	同上	同上	同上	410,400	同上	同上	同上
旧合併特例事業債(教育債)	841,200	同上	同上	同上	920,700	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業債(教育債)	118,500	同上	同上	同上	3,500	同上	同上	同上
災害復旧事業債(災害復旧債)	34,700	同上	同上	同上	12,900	同上	同上	同上



報告第13号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月25日

安曇野市長 太田 寛



(別紙)

令和3年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算  
(専決第1号)

令和3年度安曇野市の国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ159,789千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,661,877千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		1,927,390	8,997	1,936,387
	1 国民健康保険税	1,927,390	8,997	1,936,387
3 国庫支出金		2,250	954	3,204
	1 国庫補助金	2,250	954	3,204
4 県支出金		6,997,714	△ 77,968	6,919,746
	1 県補助金	6,997,713	△ 77,967	6,919,746
	2 財政安定化基金交付金	1	△ 1	0
6 繰入金		722,935	△ 85,906	637,029
	1 他会計繰入金	654,935	△ 17,906	637,029
	2 基金繰入金	68,000	△ 68,000	0
8 諸収入		90,783	△ 5,866	84,917
	1 延滞金及び過料	7,002	△ 2	7,000
	2 預金利子	1	△ 1	0
	3 貸付金元利収入	2,000	△ 2,000	0
	4 受託事業収入	17,710	△ 3,745	13,965
	6 雑入	62,870	△ 118	62,752
補正に係らない款・項		80,594	0	80,594
歳 入 合 計		9,821,666	△ 159,789	9,661,877

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		40,411	△ 3,821	36,590
	1 総務管理費	30,222	△ 2,463	27,759
	2 賦課徴収費	9,950	△ 1,302	8,648
	3 運営協議会費	215	△ 56	159
2 保険給付費		6,958,520	△ 90,858	6,867,662
	1 療養諸費	6,037,106	△ 73,729	5,963,377
	2 高額療養費	872,481	△ 12,998	859,483
	3 移送費	251	△ 251	0
	4 出産育児諸費	23,532	△ 2,118	21,414
	5 葬祭諸費	3,900	△ 330	3,570
	6 精神諸費	21,000	△ 1,311	19,689
	7 傷病手当諸費	250	△ 121	129
3 国民健康保険事業費 納付金		2,470,273	0	2,470,273
	1 医療給付費分	1,673,101	0	1,673,101
	3 介護納付金分	207,639	0	207,639
4 保健事業費		191,899	△ 25,591	166,308
	1 保健事業費	16,223	△ 4,478	11,745
	2 特定健康診査等事業費	175,676	△ 21,113	154,563
7 諸支出金		79,428	△ 457	78,971
	1 償還金利子及び還付加算金	79,428	△ 457	78,971
8 予備費		40,165	△ 39,062	1,103
	1 予備費	40,165	△ 39,062	1,103
補正に係らない款・項		40,970	0	40,970
歳 出 合 計		9,821,666	△ 159,789	9,661,877



報告第14号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月25日

安曇野市長 太田 寛



(別紙)

令和3年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(専決第1号)

令和3年度安曇野市の後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ766千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,299,309千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		287,923	△ 446	287,477
	1 一般会計繰入金	287,923	△ 446	287,477
5 諸収入		722	△ 320	402
	2 償還金及び還付加算金	720	△ 320	400
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		1,011,430	0	1,011,430
歳 入 合 計		1,300,075	△ 766	1,299,309

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		1,293,502	△ 13,000	1,280,502
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,293,502	△ 13,000	1,280,502
4 予備費		790	12,234	13,024
	1 予備費	790	12,234	13,024
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		5,783	0	5,783
歳 出 合 計		1,300,075	△ 766	1,299,309



報告第15号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年5月30日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月25日

安曇野市長 太田 寛



(別紙)

## 令和3年度 安曇野市介護保険特別会計補正予算（専決第1号）

令和3年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ338,466千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,825,896千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		2,095,311	14,423	2,109,734
	1 介護保険料	2,095,311	14,423	2,109,734
2 使用料及び手数料		208	△ 2	206
	1 手数料	208	△ 2	206
3 国庫支出金		2,306,908	△ 4,402	2,302,506
	1 国庫負担金	1,713,151	△ 63,007	1,650,144
	2 国庫補助金	593,757	58,605	652,362
4 支払基金交付金		2,643,084	△ 131,325	2,511,759
	1 支払基金交付金	2,643,084	△ 131,325	2,511,759
5 県支出金		1,426,976	△ 30,382	1,396,594
	1 県負担金	1,364,888	△ 30,888	1,334,000
	2 県補助金	62,088	506	62,594
6 サービス収入		20,753	729	21,482
	1 介護予防給付費収入	20,753	729	21,482
8 繰入金		1,523,404	△ 187,708	1,335,696
	1 一般会計繰入金	1,419,638	△ 83,942	1,335,696
	2 基金繰入金	103,766	△ 103,766	0
10 諸収入		5	201	206
	1 預金利子	1	△ 1	0
	2 雑入	3	31	34
	3 延滞金・加算金及び過料	1	171	172
補正に係らない款・項		147,713	0	147,713
歳 入 合 計		10,164,362	△ 338,466	9,825,896

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		97,996	△ 11,561	86,435
	1 総務管理費	14,073	△ 2,178	11,895
	2 徴収費	4,369	△ 178	4,191
	3 介護認定審査会費	79,554	△ 9,205	70,349
2 保険給付費		9,451,289	△ 521,275	8,930,014
	1 介護サービス等諸費	9,003,861	△ 487,379	8,516,482
	2 その他諸費	8,664	△ 22	8,642
	3 高額介護サービス等費	180,905	△ 1,536	179,369
	4 特定入所者介護サービス等費	230,034	△ 28,917	201,117
	5 高額医療合算介護サービス等費	27,825	△ 3,421	24,404
3 地域支援事業		446,147	△ 26,254	419,893
	1 介護予防事業	20,170	△ 7,455	12,715
	2 包括的支援事業・任意事業費	101,595	△ 5,534	96,061
	3 介護予防・日常生活支援総合事業	321,424	△ 12,518	308,906
	4 その他諸費	2,958	△ 747	2,211
4 介護サービス事業費		20,753	△ 1,212	19,541
	1 介護予防支援事業	20,753	△ 1,212	19,541
6 公債費		100	△ 100	0
	1 公債費	100	△ 100	0
7 諸支出金		20,597	△ 17	20,580
	1 償還金及び還付加算金	20,597	△ 17	20,580
8 予備費		50	221,953	222,003
	1 予備費	50	221,953	222,003
補正に係らない款・項		127,430	0	127,430
歳 出 合 計		10,164,362	△ 338,466	9,825,896



報告第 16 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 4 年 5 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度安曇野市産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 25 日

安曇野市長 太田 寛



(別紙)

令和3年度 安曇野市産業団地造成事業特別会計  
補正予算（専決第1号）

令和3年度安曇野市の産業団地造成事業特別会計補正予算（専決第1号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,141千円を減額し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,136,775千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに  
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		2,877	△ 1,141	1,736
	1 他会計繰入金	2,877	△ 1,141	1,736
補正に係らない款・項		1,135,039	0	1,135,039
歳 入 合 計		1,137,916	△ 1,141	1,136,775

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 産業団地事業費		1,137,916	△ 1,141	1,136,775
	1 産業団地事業費	1,137,916	△ 1,141	1,136,775
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		1,137,916	△ 1,141	1,136,775



報告第 17 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 4 年 5 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度安曇野市有明荘特別会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 25 日

安曇野市長 太田 寛



(別紙)

令和3年度 安曇野市有明荘特別会計補正予算  
(専決第1号)

令和3年度安曇野市の有明荘特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,125千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,150千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		16,270	△ 1,125	15,145
	1 他会計繰入金	16,270	△ 1,125	15,145
補正に係らない款・項		5	0	5
歳 入 合 計		16,275	△ 1,125	15,150

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 施設事業費		16,275	△ 1,125	15,150
	1 施設事業費	16,275	△ 1,125	15,150
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項				
歳 出 合 計		16,275	△ 1,125	15,150



報告第 18 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 4 年 5 月 30 日 提出

安曇野市長 太田 寛

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度安曇野市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 5 月 10 日

安曇野市長 太田 寛



(別紙)

## 令和4年度 安曇野市一般会計補正予算（専決第1号）

令和4年度安曇野市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ113,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,557,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

- 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

- 第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		4,337,030	199,897	4,536,927
	2 国庫補助金	1,054,530	199,897	1,254,427
19 繰入金		1,980,507	△ 6,197	1,974,310
	2 基金繰入金	1,977,073	△ 6,197	1,970,876
22 市債		3,818,000	△ 306,700	3,511,300
	1 市債	3,818,000	△ 306,700	3,511,300
補正に係らない款・項		32,534,463	0	32,534,463
歳 入 合 計		42,670,000	△ 113,000	42,557,000

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		14,427,578	△ 113,000	14,314,578
	2 児童福祉費	5,910,855	△ 113,000	5,797,855
補正に係らない款・項		28,242,422	0	28,242,422
歳 出 合 計		42,670,000	△ 113,000	42,557,000

## 第2表 債務負担行為補正

### 1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
三郷西部認定こども園建設工事（建設・外構工事外）	令和5年度まで	422,456

### 第3表 地方債補正

#### 1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
旧合併特例事業債(民生債)	536,700	証書借入	3.5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	402,200	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
施設整備事業債(民生債)	321,800	同上	同上	同上	149,600	同上	同上	同上